東京航空局 次長 殿 大阪航空局 次長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長 (公印省略)

空港土木施設における業務品質確保調整会議の設置について

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十五号)」が改正され、調査・設計の品質確保が対象に追加となり発注者の責務として適正な履行期間を設定すること、適正な設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額又は履行期間の変更を行うこと等が規定された。このため、業務着手前及び設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、業務計画、業務工程等について総合的に確認・調整し、円滑な業務の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた業務品質確保調整会議を設置する。

なお、本通達は令和5年3月1日以降に公告を行う業務から適用する。ただし、すでに契約済 みの業務であっても受注者の同意を得られた場合は適用することができるものとする。

記

1. 業務品質確保調整会議の対象

原則として、支出負担行為担当官発注の空港土木施設に関する業務(測量・調査・設計・点 検及び発注者支援)の全件を対象とする。

2. 業務品質確保調整会議の概要

(1) 開催時期

業務品質確保調整会議は、業務着手前に行うことを原則とするが、設計変更事象発生時の ほか受注者からの要請に応じて複数回開催することができる。

なお、具体的な開催時期は関係者と調整するものとする。

(2)参加者

発注者(土木課長補佐以上及び各課関係者等)及び受注者(受注者の代表及び管理技術者等)とする。

※上記に相当するメンバーのほか、必要に応じて関係事務所の関係者が出席することとする。

(3) 開催内容

発注者及び受注者は、以下の内容について確認・調整等を行う。

- 1) 設計図書に示された設計条件、履行条件(技術提案、関係者調整事項等含む)
- 2)業務工程に関する内容
- 3)業務計画の妥当性
- 4) 設計変更に関する内容
- 5) 業務環境改善の認識共有
- 6) その他確認・調整等が必要な事項

(4)費用の負担

業務品質確保調整会議の開催に係る費用は、原則として計上しないものとする。

(5)業務品質確保調整会議の結果について

会議により確認・調整等を行った事項について文書に記録し、必要に応じて契約変更を行うなど適切な対応を行うものとする。